

令和 7 年度

赤井川地区配水管更新工事

特 記 仕 様 書

北 海 道 森 町

仕 様 書

本工事は、日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書【土木工事編】」と「特記仕様書」を適用する。

総 則

- ・ 本工事は、日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書【土木工事編】」を適用する。
- ・ 本工事は、設計書、設計図、契約総則、工事施工規定及び契約書によって施行しなければならない。又、これらに明記されていない場合でも工事の施工上当然必要な事項は、工事監督員の指示に従って、請負者の責任により施工するものとする。
- ・ 設計内訳書、設計図及び仕様書において、施工上明瞭でない箇所又は疑義を生じた場合は、工事監督員の指示するところによる。
- ・ 本工事の提出書類は別紙「提出書類確認一覧表（参考資料）」による。
- ・ 本工事の写真提出は別紙「提出写真確認一覧表（参考資料）」による。

一 般 事 項

1. 本設計図書中に明示した記載事項における疑義については、事前に監督員と打ち合わせのこと。
2. 各特記仕様については別紙のとおりである。
3. 工事の施工にあたり労働災害及び交通事故の防止に努めるものとする。

特 記 仕 様 書

工事实績情報の作成、登録

・請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が５００万円以上の工事について、工事・業務実績情報システム（コリ
ンズ・テクリス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の
確認を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日
日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行う。

変更登録は、工期、工事請負代金及び技術者に変更が生じた場合等に行うものとし、「訂正のための確認のお願い」を作成し、
監督職員の確認を受ける。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示する。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

社 内 検 査

- 1 請負者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所について自主的に社内検査を行い、その結果を工事監督員に報告しなければならない。
- 2 請負者は、施工計画書の作成時に社内検査員、検査箇所、検査数量等について計画し、工事監督員の確認を得るものとする。
- 3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者以外の者で請負者があらかじめ指定した職以上にある者を原則とする。
- 4 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。又、工事完成時の社内検査結果は完成通知書と同時に提出することとする。

公害対策について

1. 騒音・振動対策

- ・「低騒音・低振動型建設機械指定事項」に基づき指定されている建設機械を使用すること。
- ・本工事の施工にあたっては、騒音・振動の測定を行う場合があり、測定方法等について監督員と協議する。
- ・本工事の施工については通常の施工法によるものとするが、万一公害が生じたり、また生じる恐れがある場合は、別途協議する。
- ・本工事区間は、住宅地等が近接しているので、特に施工に際しては、騒音・振動等の公害防止策は通常より十分な配慮をすること。

2. 環境保全対策

- ・本工事に伴い、周辺地盤の変状を監視するものとし、変化が生じた場合には速やかに監督員へ報告する。
- なお、測定箇所・方法については監督員と協議する。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械について

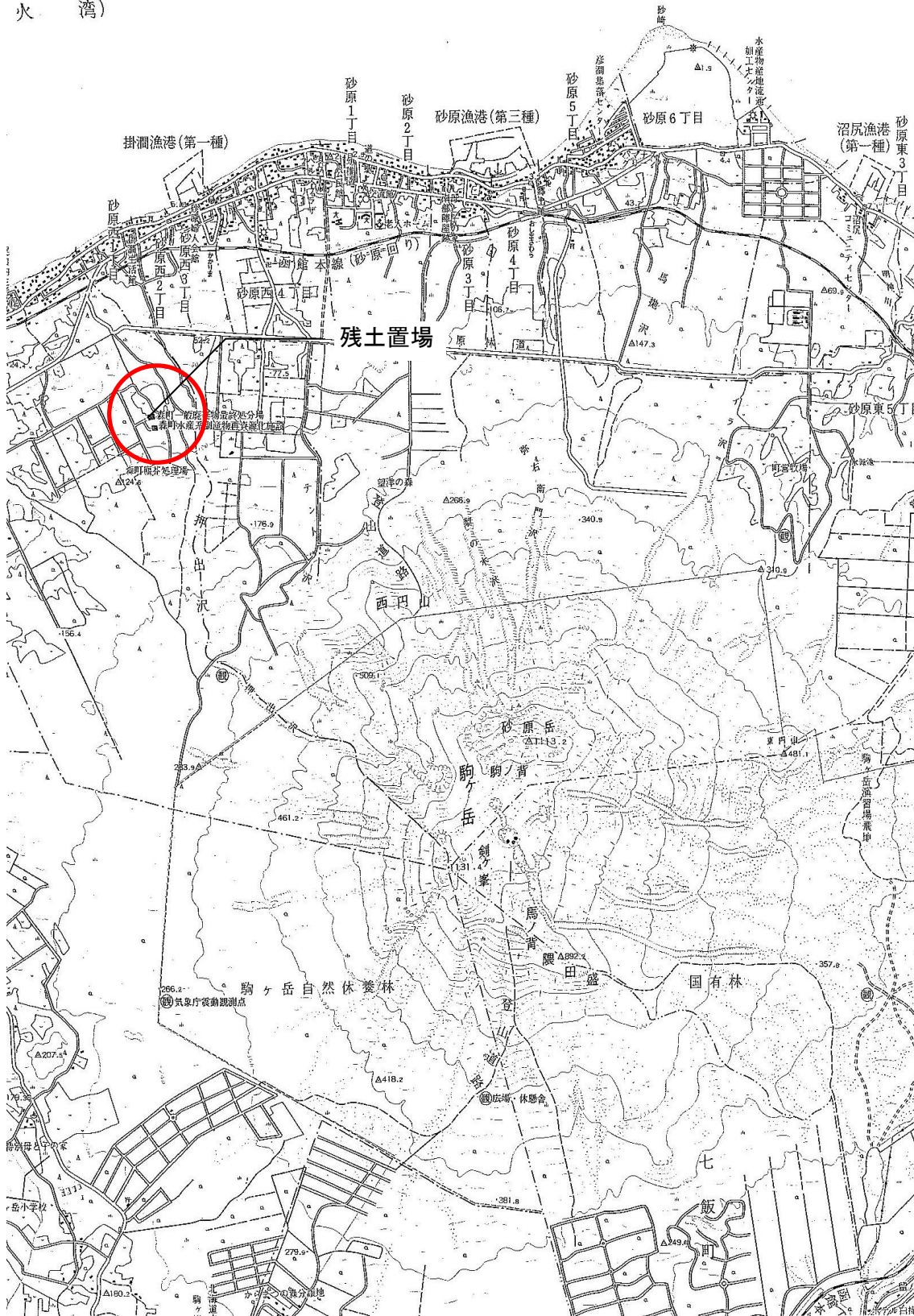
- ・ 排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
- ・ 施工計画書に排対か非排対かを明記することとする。
- ・ 写真撮影により確認出来るようにする。

土 工 に つ い て

- ・ 残土置場は、さわら一般廃棄物最終処分場とし、残土の仮置きについては監督員の指示をうけること。
- ・ 残土処理に先立ち地形を実測し、又は量の確認が出来る資料（写真を含む）を提出すること。
- ・ 残土置場の敷均し方法については、監督員の指示を受け、15 t 級ブルドーザーを使用する。
- ・ 残土処理後の整理については、監督員に通知し、その保全又は必要に応じて措置等を行うこと。
- ・ 新設管周辺の埋戻は、現地発生土による埋戻とする。ただし、防護管がない区間については、監督員の指示をうけること。
- ・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の90%以上を満足するものとする。
- ・ 埋戻しに使用する現地発生土は、監督員の指示するポイントで試験を行い成績試験書を監督員に提出し、承諾を受けて使用すること。

残土置場指定位置図

浦 湾
火 湾



提出書類確認一覧表 (参考資料)

工事名

赤井川地区配水管更新工事

提出ランク

A

令和

年

月

日現在

分類	書類名	提出時期	提出先	数量	対象工事	提出ランク			備考	確認
①	工事着手届	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C		
①	工事工程表	契約締結から14日以内	監督員経由	2	すべて	A	B	C	労働基準監督署の押印が必要	
①	現場代理人等指定通知書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C	経歴書添付	
①	建退共関係	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B		一部原本・一部複写	
①	共同企業体編成表	契約後速やかに	監督員経由	2	共同企業体受注時	対象工事のみ				
①	下請選定通知書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C	注文請書のコピー添付	
①	工事カルテ（コリンズ）	契約後10日以内	監督員経由	1	500万円以上	A	B		変更・完成時にも必要	
②	施工体制台帳	都度（成果品）	監督員	1	3,000万円以上	対象工事のみ				
②	施工計画書	現場着手前（成果品）	監督員	1	すべて	A	B		道路使用・消防届出・NTT確認書等含む	
②	使用材料承諾届	使用前（成果品）	監督員	1	すべて	A	B		成績試験表を添付すれば品質管理には添付不要	
②	工事施工協議簿	指示・承諾・協議・検査・確認の都度（成果品）	監督員	1	すべて	A	B	C	段階確認・立会願い等含む	
②	社内検査結果報告書	完成通知書と同時（成果品）	監督員	1	すべて	A			B・Cは提示のみ	
②	安全訓練等実施報告書	成果品	監督員	1	すべて	A			B・Cは提示のみ	
②	工事旬報	都度（成果品）	監督員	1	すべて	A	B		休日作業願いも添付	
②	出来形管理図書	成果品	監督員	2	すべて	A	B	C	出来形数量一覧表・出来形図等（A-1、A-3両方）	
②	品質管理図書	成果品	監督員	1	すべて	A	B		現場試験・資材試験等	
②	工事写真	成果品	監督員	1	すべて	A	B	C	A・Bは電子データー（CD-ROM）も必ず提出	
②	建設副産物処理簿	成果品	監督員	1	すべて	A	B	C	マニフェストの写しも添付、残土処理も含む	
②	交通誘導員集計表	成果品	監督員	1	すべて	A	B		伝票は提示のみ	
②	イメージアップ実施報告書	成果品	監督員	1	イメージアップ対象工事	対象工事のみ			実施内容（金額等）・写真等	
①	工事完成通知書	工事完成時	監督員経由	2	すべて	A	B	C	写真も添付する	
③	CREDAS関係	完成後速やかに	監督員	1	100万円以上CDR提出	A	B	C	A・BはCDR提出・ペーパーは施工計画書に添付	
①	再資源化等報告書	再資源化完了後速やかに	監督員経由	1	リサイクル法対象外工事	A			再生資源利用実施書・促進実施書を添付	

- ※1. 当工事は提出ランクAを適用します。
- ※2. リストに無いもので特に提出の必要があると判断された場合は、監督員から指示する場合があります。
- ※3. 分類 ①契約図書 ②成果品 ③その他
- ※3 提出ランク A補助事業又は1千万円以上 B単独事業で1百万円以上 C1百万円以下

提出写真確認一覧表（参考資料）

工事名 赤井川地区配水管更新工事

提出ランク

A

区 分	工 種	撮 影 項 目	撮 影 頻 度 （ 時 期 ）	提出数	提 出 ラ ン ク			備 考	確認
着手前及び完成写真	着工前	全景又は代表部分写真	着手前1回（着手前）	1	A	B	C		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後（完成後）	1	A	B	C		
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の進捗状況	月1回（月末）	適宜	A	B	C		
		施工中の写真	工種、種類毎に1回（施工前後）	適宜	A	B	C		
	仮設	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回（施工前後）	代表箇所1	A	B			
	図面との不一致	図面と現地との不一致写真	必要に応じて（発生時）	適宜	A	B		工事施工協議簿に添付	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回（設置後）	全景1	A	B			
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回（設置後）						
		監視員交通整理状況	各1回（設置後）						
		安全訓練等実施状況	実施毎に1回（実施中）	適宜	A	B		安全訓練等実施状況報告書に添付	
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回（使用前）	適宜	A	B		品質証明に添付	
		検査実施要領	各品目毎に1回（検査時）	適宜	A	B			
品質管理写真		工事記録写真撮影要綱例参照			A	B			
出来形管理写真		工事記録写真撮影要綱例参照			A	B			
その他	環境対策、イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回（設置後）	適宜	A	B			

※1. 当工事は提出ランクAを適用します。

※2. リストに無いもので特に提出の必要があると判断された場合は、監督員から指示する場合があります。

※3. その他日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書【土木工事編】」付編 付2. 工事記録写真撮影要綱例参照のこと。

※3 提出ランク A補助事業又は1千万円以上 B単独事業で1百万円以上 C1百万円以下